

「外国人旅行者向け消費税免税制度」 説明会のご案内

外国人旅行者向け消費税免税制度が改正されました！

平成26年10月1日から、外国人旅行者向けの消費税免税対象物品の範囲が拡大され、消耗品（食品・飲料、化粧品、薬品等）が新たに免税対象となり、全品目が免税対象となりました。

山形県では、この制度について次のとおり説明会を開催します。



Japan.
Tax-free
Shop

■ 会場・日時

※開場は、説明会開始時刻の20分前です。

地区	会場	日時
庄内	産業技術短期大学校庄内校 大講義室（5階） （酒田市京田三丁目57-4）	平成26年11月17日(月) 10:00～11:30
最上	最上総合支庁 北棟第1会議室（北棟2階） （新庄市金沢字大道上2034）	平成26年11月17日(月) 15:00～16:30
村山	村山総合支庁 402会議室（4階） （山形市鉄砲町二丁目19-68）	平成26年11月18日(火) 10:00～11:30
置賜	置賜総合支庁 201会議室（2階） （米沢市金池七丁目1-50）	平成26年11月18日(火) 15:00～16:30

※会場ごとに定員があります。

■ 説明会の内容（予定）

- ・外国人旅行者向け消費税免税制度の概要、免税店許可申請手続き、免税事務
- ・免税店制度で商売繁盛、地域活性化

講師 一般社団法人 ジャパンショッピングツーリズム協会 神郡 慶子 氏

■ 参加方法

- ・参加希望者は、参加申込書に氏名、参加会場(地区)、連絡先を記入の上、FAXにて申し込みください。
- ・申込先着順の受付とします。会場の定員を超えた場合、お申込みいただけないことがあります。その場合は連絡申し上げます。
- ・参加費は無料です。

■ 申込期限 平成26年11月13日（木）

※申込期日を過ぎた場合は電話にてお問い合わせください。

■ 主催 山形県

■ 共催 山形県商工会議所連合会、山形県商工会連合会

問い合わせ先 山形県商工労働観光部商業・まちづくり振興課 商業振興担当

Tel:023-630-2551 FAX:023-630-3371

■FAX 参加申込書（3名様まで記入可能）

本申込書に必要事項をご記入の上、下記 FAX 番号へお申し込みください。

受講票等は発行しませんので、当日、会場までお越しください。

F A X 番 号 : 0 2 3 - 6 3 0 - 3 3 7 1

外国人旅行者向け消費税免税制度説明会
参加申込書

お名前		貴社名（団体名）、所属	会場
			村山 最上 置賜 庄内
ご連絡先	電話番号		○を付けて ください。
	Fax 番号		
	E:Mail		

お名前		貴社名（団体名）、所属	会場
			村山 最上 置賜 庄内
ご連絡先	電話番号		○を付けて ください。
	Fax 番号		
	E:Mail		

お名前		貴社名（団体名）、所属	会場
			村山 最上 置賜 庄内
ご連絡先	電話番号		○を付けて ください。
	Fax 番号		
	E:Mail		

※申込書に記入いただいた個人情報については、本説明会の目的以外で利用することはありません。